



働く

医療 田家のしごと 田おかず練習帳

待遇差別 声もあげられず

有期雇用の行方 ③

関東地方のショッピングセンターで約30年働く50代の女性は、半年ごとの契約更新の手続きで労働契約書の時給の欄をちらりと見た。随分前に5円上がって、何年も変わっていない。「もう長い間、上がることを期待すらしなくなりました」

正社員と同じ1日8時間のフルタイム労働だが、会社では「パートタイマー」と扱われている。接客やレジ、品出し、商品発注や在庫管理も手がけ、正社員と仕事内容は変わらないと感じている。

しかし毎月、社会保険料や所得税を支払い、手取りは15万円に満たない。同じ時期に入社した正社員の年収との差は500万円近くも開いた。20代ごろ、親を看病し、弟や妹の面倒をみながら始めた仕事だった。独身で、生活の支えは自分の収入だけだ。

今春、東日本大震災の影響で勤めていた店が閉鎖され別の店に移った。上司から「働く時間を半分に」と言われたが、到底受け入れられなかった。「早給ルールもなく労働時間も簡単に削られる。会社にとつて私は都合のいい労働力なんだと思ひ知らされた」。パートタイム労働法では、



帰宅する親子2人を撮る保育士の女性(京都市)

同期社員と年収差500万円

正社員並みに働くパートタイマーを賃金や待遇などで差別することを禁じている。ところが、フルタイムの場合は法律上はパートタイマーとは見なされず、待遇差別を禁じる対象から外れる。女性は労働局に相談したが、「裁判で争うしかない」と告げられた。

「せんせ、さようなら」。京都市の民間保育園で、4月から正規職員として働く保育士の女性36に子どもを抱きついで、女性は「気をつけて帰る」とほえんだ。3月までは非常勤で8年間、計3カ所の保育園に勤めた。この園も1年契約で、更新は2回までが慣例。1日に

職場のホンネ

パートでマンションの管理人をしています。同じ職場には契約社員もいます。3月11日の東日本大震災の時は仕事を終えて更衣室で着替え中でした。会社は電話やメールなどで契約社員に安否確認をしたようですが、私には何の連絡もありませんでした。会

同じ人間なのに

社の担当者に聞くと、「パートには安否確認することにはなっていないが、実施した」との返事。現実にはなかったばかりか、同じ人間なのに実施不要になっていくことが驚きです。こういう差別があると、勤労意欲が減退します。(千葉県 60代男性 パート)

ご意見や「職場のホンネ」へのご投稿は連絡先を明記して〒104-8011朝日新聞経済グループ労働チームまで。ファクス03-5541-8428、メールt-rodo@asahi.com

「週刊朝日」の好評医療シリーズ

最新刊! 全国395人の「名医」が登場!

新「名医」の最新治療 完全読本 週刊朝日MOOK 定価1575円(税込) A4判オールカラー 688ページ

Q&Aで「**いい歯医者**」(2012) (7月刊) いままでなかった! 歯科医選びの決定版! 定価840円(税込) A4判縦型 544ページ

本当に頼れる漢方医が治す! **本格漢方** (漢方2011) (4月刊) 漢方が地方でできる全国医療機関治療医2586人リスト 定価780円(税込) A4判縦型 260ページ

手術数で**いい病院** (2011) 全国&地方別データブック (2月刊) 全国5206病院の手術数がわかる! 定価690円(税込) B5判 484ページ

朝日新聞出版 朝日新聞出版ウェブサイト http://publications.asahi.com/

有期労働者の割合が高い小

と、正社員と比較した有期労働者の基本給が「同額程度」とした事業所は13.2%にとどまり、「6割以上8割未満」が30.4%と最多。6割未満も2割弱であった。年収が103万円超だと所得税が課され、会社員などの配偶者は130万円以上になると社会保険料を払う義務が生じる。そのため年収をそれ以下に抑えようとするパート女性たちの働き方は「家計の補助」とみなされてきた。そうした社会の仕組みが、パートなどの有期労働者の賃金は低くて当然、という価値観を裏支えしてきたといえる。

正社員と比べた有期労働者の基本給水準

同額程度	6割以上8割未満	8割以上10割未満	4割以上6割未満	不明
13.2%	30.4%	23.0%	14.5%	11.6%

2011年厚生労働省まとめ。5777事業所が回答

売業を中心に、正社員との「均等待遇」に配慮する企業もある。百貨店の高島屋では、従業員約1万人のうち正社員は半数で、残り半分はパートや契約社員、再雇用のOB・OG。1995年から労働組合がパートや契約社員を組織化し、賃金や休暇などの処遇改善を進めてきた。

パートの賃金は地域別の基礎時間給と能力給で構成されている。販売担当の場合、能力給は毎年、時給で5円程度上がり、昇給上限は80円。成績が評価されると「S級」に昇格でき、昇給上限が240円になる。契約社員にも同様の制度がある。「様々な雇用形態の人が一緒に働くため、一人ひとりのやる気を高める制度が必要」と人事担当者。だがこういった取り組みはまだ一部の大手企業に限られている。パート労働者らの相談にのる「働く女性の全国センター」の伊藤みどり代表は、「労働組合がない多くの中小零細企業で働くパートや契約社員は、昇給もほとんどなく安い労働力として使い捨てられている。契約更新してもらいたいために、劣悪な条件でもノーと言えないのが現状」と話す。(高橋末菜)